## 埼玉県消費生活基本計画(案)に対する県民コメント実施結果

(反映状況の区分) A 意見を反映し、計画案を修正したもの

B すでに計画案で対応済みのもの

C 計画案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの

D 意見を反映できなかったもの

E その他

No.	案の ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	全体	消費生活の課題はくらし全般にわたります。県庁内で 部局を越えた連携が必要になると考えます。日常から消 費生活課を中心に、消費生活に関わるすべての部局が参 加し、情報共有、消費者行政の充実のための話し合いを おこなう場の設置を検討してください。	3	計画を推進にあたり、庁内の関係課所 で構成する「埼玉県消費生活対策推進委 員会」において個別施策の実施やその進 行管理を行うこととしておりますので、 推進委員会の活性化を通じて、計画の着 実な推進を図ってまいります。	В
2	6	消費者が被害にあい損害を巡り万一トラブルになっても手間や費用がかかって泣き寝入りすることもある。これを防ぐため本年10月1日から新たな訴訟制度として特定適格消費者団体(首相が認定)が数十人以上の被害者があるときに被害者に代わって訴訟を起こしてくれるものであり、被害者の救済にとって朗報である。 まだ制度ができたばかりであるので、行政は制度の啓発に努めて活用されるようにすべきである。	1	消費者被害の拡大防止や消費者被害の回復のためには消費者団体訴訟制度の周知が重要であることから、御意見を踏まえて、個別施策の一つとして、59ページに「消費者団体訴訟制度の周知」に関する記述を追加します。	А
3	16	表1-1及び2にかる。 大なで2による。とが分が多いできないの事業人の事業人の事業人のの事業人のの事業人のの事業人のの事業人のの事業人のの	1	表1-1及び表1-2の処分等の件数 表1-1及び表1-2の処分等の件数 表1-1及び表1-2の処分等の件数 表1-2の処分等の性を 違法行行を 違法行行を 言まれて違い のままな のままな のままな のままな のままな のままな のままな のまま	В
4	17	製品事故がを達すのは、 を速やかに公養をの情報ををを権利の保護であり通いのでは、 を連れているでは、 を連れでは、 を連れでは、 を連れでは、 を連れでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでいまが、 のでののので、 のでのののので、 のでのののので、 のでののののので、 のでののののので、 のでののののが、 のでいまで、 のでののののので、 のでのののので、 のでののののので、 のでののののので、 のでのののので、 のでのののので、 のでのののので、 のでのののので、 のでののののので、 のでののので、 のでのののので、 のでののので、 のでののので、 のでのので、 のでののので、 のでののので、 のでののので、 のでののので、 のでののので、 のでののので、 のでののので、 のでのので、 のでのので、 のでのでで、 のでのでで、 のでので、 のでのでで、 のでのでで、 のでのでで、 のでので、 ので、	1	御意見を踏まえ、49ページに「事故情報等を生かした安全教育の推進」に関する記述、及び50ページに「事故防止の安全情報等の提供」に関する記述を追加します。	Α

No.	案の ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
5		県然語では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	1	消費者被害防止サポーターが地域で自 ら考え行動できるよう、身分、活動、 修会の在り方などを検討し、市町村への 支援を行ってまいります。	C
6	25	学校において消費者教育に取り組むべきであり、授業 に取り入れることを明記すべきと考える。教員に対する 講習を充実させるとともに、学校で必ず取り組むように 働きかけるべきである。		消費者教育は学習指導要領に則り、学校の授業において取り組んでおります。 また、教育に対する消費者教育に関する研修についても、47~48ページのウに記載してありますように実施しております。 今後、消費者教育の「見える化」を図るなど、学校での消費者教育がより取り組みやすくなるように、環境を整えてまいります。	С
7		(1)消費者の権利尊重、(2)消費者の実現に指導者の権利尊重、(2)消費者の自立支援に表現に行政、なり消費者の実現に行政、なり消費者は、でありませんが、ないののである。とのでは、製品事はの発生のの発表をは、製品事はの発生のの発生を表別のののでは、製品を供等である。とは、大きなののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1	消費者の日々の購買行動が企業や社会 のあり方にまで影響を及ぼし得ることを 自覚し、自らの消費行動を通じて社会全 体の発展や改善に参画する消費者市民社 会に向けた取組を支援していきます。	В
8	48	消費者教育の充実・強化の課題として、P19で『成 人年齢の引き下げの動きのある中、高校・大学卒業までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解をいます。 P48に記述されている施策の中では、中学生までの教育については実行性がある具体策が見えません。 や大学生がある具体策が見えません。 が見たませんがある具体策が見えません。 をは出る前の一番大切な時期ですので、踏み込んだ施策とはいるによる前の一番大切な時期ですので、踏み込んだ施策をはまる前です。近隣県の例では、消費者団体と連携に大学での消費生活に関する講演の企画・実施をよる。		社会に出る前の時期である高校生に対しては、47ページのイに記載してありますように、生徒の発達段階や特性に応じた教育を実施しております。 また、大学生への消費者教育については、今後、具体的な施策の展開を図っていく中で検討してまいります。	С

No.	案の ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
9	49	情報提供に関する消費者行政の課題として、P20で『必要とする情報を届けるためには、県内の行政や消費者団体等での消費者教育に関する取組を「見える化」する仕組みが重要』とされていますが、P49に記述されている施策の内容は、現在のホームページ活用の範囲に留まっているように感じられます。ポータルサイトの構想を具体的に記述してください。	3	御意見を踏まえ、49ページに「消費者教育の取組の「見える化」」に関する記述を追加するとともに、担当課所に消費生活課を追加します。	А
10	49	消費者教育は、生きる力をつけるものです。計画の中では小中学校を中心に学校教育の場においてのすすめ方が記載されていますが、地域において消費生活に関することを学ぶ場も重要です。現在も、計量・食の安全など、埼玉県当該部局の職員による「親子で学べる講座や体験」がいくつか開催されています。生活科学センターだけでなく、埼玉県職員の専門性を活かした、こうした取り組みも基本計画の中に位置づけ、充実させてください。	1	施策体系表における施策の柱1(3) 関係機関・団体、関係教育分野との連携 で、位置付けており、今後も充実させて いきます。	В
11	50	消費者被害防止サポーターは、消費者被害防止・啓発に重要な人材です。サポーターとなった方々が地域でつながり合い、活躍するためのサポートをおこなってください。具体的には、活動を継続するために必要な情報提供、スキルアップのための取り組み、無償のボランティアではありますが、交通費・コピー代などで個人負担が発生しない程度の財政的支援などをおこなってください。	1	消費者被害防止サポーターに対する研修会の開催や情報提供などを引き続き行うとともに、財政的支援についても今後 検討してまいります。	С
12	50	消費者被害防止サポーターは、消費者被害防止・啓発に重要な人材です。サポーターとなった方々が地域でつながり合い、活躍するためのサポートをおこなってださい。具体的には、活動を継続するために必要な情報提供、スキルアップのための取り組み、無償のボランティアではありますが、交通費・コピー代などで個人負担が発生しない程度の財政的支援などをおこなってください。 さらに、サポーター活動に対する位置づけが各市町村で統一されるよう、県からの具体例を示すなどしてください。	1	消費者被害防止サポーターに対する研修会の開催や情報提供などを引き続き行うとともに、財政的支援についても今後 検討してまいります。	С
13	55	適格消費者団体及び、特定適格消費者団体の活動は消費者被害の未然防止に繋げることができます。そのためには、消費者からの情報が必須ですが、消費生活相談を担う相談員、職員の適格消費者団体に関する理解が何よりも有効となります。研修会などを実施いただいていることは高く評価します。引き続き、研修や広報を強化してください。	1	消費者被害の拡大防止や消費者被害の 回復のためには消費者団体訴訟制度の周 知が重要であることから、御意見を踏ま えて、個別施策の一つとして、59ペー ジに「消費者団体訴訟制度の周知」に関 する記述を追加します。	А
14	61	県内の消費者団体の多くが集まり、取り組みの交流、 意見交換をおこなう場があることは、消費者団体にとっ て活動継続の力となり、活動を充実させる場となりま す。基本計画において明確に位置付けていただいている ことを評価するとともに、一層の充実をはかってくださ い。	1	県内消費者団体の連携・交流を図る消費者大会の開催に対する支援などを通じて、消費者団体の活動の活性化を図ることとしています。	В
15	63	埼玉県の消費者被害が広がる前に処分し、被害を防い でいく姿勢を高く評価します。引き続き、県民が安全に くらせるように指導を強化してください。	1	引き続き、関係機関等との連携を図る など、悪質事業者への処分・指導を進め ます。	В
16	63	埼玉県の消費者被害が広がる前に処分し、被害を防いでいく姿勢を高く評価します。消費者取引の適正化には、指導・処分の強化とともに、その結果の広報が何より有効であると考えます。事業者に対する指導・処分の結果を県民にわかりやすい形で広報してください。	1	事業者に対する処分を行った場合は、 県ホームページでその内容を公表してい ますので、御意見を踏まえて、63ペー ジにその旨に関する記述を追加します。	А
17	69	上欄枠内の下から3行目「放射性物質の <u>等への</u> 影響調査の実施」とありますが「等」の前に文字が入るものと思われます。御検討ください。	1	脱字が生じていたものであり、「県産 農産物等」に修正します。	А
18	76	計画の中では「高齢者の消費者トラブル見守りハンドブック」の配布・活用がありますが、配布だけではなく、活用にあたってのハンドブックを使った啓発学習の実施、ハンドブックに記載されている「高齢者のご近所見守りチェックリスト」の活用を推進するための場づくりを検討してください。	1	御意見を踏まえ、76ページ及び77ページに「埼玉版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」の具体的な活用に関する記述を追加します。	А
		合 計	23		•